平成２５年（フ）第６２０４号
千葉県八街市八街は11―104
破産者　増田　康生
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２３７号
東京都練馬区田柄５丁目14番28号
破産者　株式会社福電工業
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３０２号
東京都墨田区八広５丁目７－１―208
破産者　杉本　順子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３１６号
東京都西東京市保谷町６丁目19―21―103
破産者　林　　邦子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３３７号
東京都江戸川区西葛西１丁目10番13号
破産者　有限会社功裕産業
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３３８号
東京都江戸川区清新町２丁目８－４―1014
破産者　中島　淳二
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６４５号
埼玉県上尾市大字小敷谷1034―177、開始決定時の住所埼玉県上尾市二ツ宮898―４―203
破産者　寺澤　正良
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６４６号
埼玉県上尾市大字小敷谷1034―177、開始決定時の住所埼玉県上尾市二ツ宮898―４―203
破産者　寺澤久美子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８６２号
埼玉県本庄市北堀1748―１　サンリットⅡ―202
破産者　梶塚　康隆
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９７４号
新潟県新潟市中央区上所中３丁目８―11　クレール上所Ⅲ101、開始決定時の住所東京都世田谷区北沢５丁目１－６―105
破産者　松本　昌直
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０９８号
東京都品川区戸越２丁目８―20―201
破産者　葛西　利宏
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３０２号
東京都港区高輪２丁目１―24―306
破産者　納　　麗子
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３２７号
東京都杉並区上荻３丁目28番10号
破産者　株式会社ロジスティックサポート
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３２８号
東京都杉並区上荻３丁目28番10―902号　ライオンズマンション荻窪第８
破産者　Wコンセプト株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３２９号
東京都杉並区下井草３丁目３―22―303
破産者　清水　裕之
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３３０号
東京都杉並区下井草３丁目３―22―303
破産者　清水　有香
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３７５号
東京都足立区千住寿町38番８号　木島ビル１階
破産者　株式会社システム・アート
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３７６号
東京都練馬区関町東１丁目11―２　ホワイトヴィラＦ棟201
破産者　奥澤　　剛
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４０７号
静岡県下田市吉佐美348―７
破産者　土屋　　直
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４０８号
静岡県下田市３丁目２―21
破産者　土屋　雪枝
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４１７号
東京都世田谷区奥沢７丁目51番12号
破産者　株式会社開陽
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部